

新潟市中央卸売市場業務条例施行規則

令和 2 年 4 月 1 日

新潟市規則第 3 6 号

新潟市中央卸売市場業務条例施行規則

新潟市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和 4 7 年新潟市規則第 1 2 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 市場関係事業者

第 1 節 卸売業者（第 3 条—第 1 3 条）

第 2 節 仲卸業者（第 1 4 条—第 2 3 条）

第 3 節 売買参加者（第 2 4 条—第 2 8 条）

第 4 節 関連事業者（第 2 9 条—第 3 4 条）

第 3 章 売買取引及び決済の方法（第 3 5 条—第 4 8 条）

第 4 章 取引参加者の遵守事項（第 4 9 条—第 6 2 条）

第 5 章 市場施設の使用（第 6 3 条—第 7 3 条）

第 6 章 開設者の遵守事項（第 7 4 条）

第 7 章 雑則（第 7 5 条—第 7 8 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、新潟市中央卸売市場業務条例（令和 2 年新潟市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（取扱品目の部類及び取扱品目）

第2条 条例第2条の規則で定める市場の取扱品目の部類及び取扱品目は、次に掲げるものとする。

- (1) 青果部 野菜，果実及びこれらの加工品
- (2) 水産物部 水産物及びこれらの加工品
- (3) 花き部 花き

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業者の数の最高限度)

第3条 条例第6条の規則で定める卸売業者の数の最高限度は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 青果部 1
- (2) 水産物部 2
- (3) 花き部 1

(卸売業務の許可申請書の添付書類)

第4条 条例第7条第4項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の履歴書及び住民票の写し（本籍又は筆頭者が記載されたもの）又はこれに代わる書面
- (4) 株主，出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面
- (5) 卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）別記様式第二号の例により作成した最近2年間における事業報告書
- (6) 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書
- (7) 申請者が他の法人に対する支配関係（他の法人に対する関係で、次に掲げるものをいう。以下同じ。）を持っているときは、その法人の名称及び住所、その法人の

総株主等（総株主，総社員又は総出資者をいう。以下同じ。）の議決権（株式会社にあっては，株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き，会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の数及び当該議決権の数のうち当該申請者が有する議決権の数，その法人に対する支配関係を持つに至った理由を記載した書面並びにその法人の定款，直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の事業計画書

ア 申請者がその法人の株主総会等の議決権の2分の1以上に相当する議決権を有する関係

イ 申請者の営む卸売の業務に従事し，又は従事していた者が役員の過半数又は代表する権限を有する役員を過半数を占める関係

ウ 申請者がその法人の総株主等の議決権の100分の10以上に相当する議決権を有し，かつ，その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持する関係（イに掲げるものを除く。）

(8) 申請者が条例第7条第5項第2号，第3号及び第5号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

(9) 申請者が条例第7条第6項に規定する者に該当する場合は，その旨を記載した書面

(10) 申請の日前30日以内の日現在において別記様式第1号の例により作成した純資産額調書

(事業の譲渡し等の認可申請書)

第5条 条例第8条第1項の認可を受けようとする者が同条第3項の規定により提出する申請書には，次に掲げる事項を記載し，かつ，譲渡人及び譲受人が連署しなければならない。

(1) 譲渡人及び譲受人の名称及び住所

- (2) 譲り渡す事業に係る取扱品目
- (3) 譲渡し及び譲受けの予定年月日
- (4) 譲渡し及び譲受けを必要とする理由

2 条例第8条第2項の認可（合併に係るものに限る。）を受けようとする者が同条第3項の規定により提出する申請書には、次に掲げる事項を記載し、かつ、合併の当事者が連署しなければならない。

- (1) 合併当事者の名称及び住所
- (2) 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所
- (3) 合併の方法及び条件
- (4) 合併の予定年月日
- (5) 合併を必要とする理由

3 条例第8条第2項の認可（分割に係るものに限る。）を受けようとする者が同条第3項の規定により提出する申請書には、次に掲げる事項を記載し、かつ、分割の当事者が署名（分割の当事者が2以上ある場合にあつては、連署）しなければならない。

- (1) 分割当事者の名称及び住所
- (2) 分割により卸売の業務を承継させる法人の名称及び住所
- (3) 分割により承継させる卸売の業務に係る取扱品目
- (4) 分割の方法及び条件
- (5) 分割の予定年月日
- (6) 分割を必要とする理由

（事業の譲渡し等の認可申請書の添付資料）

第6条 条例第8条第4項において準用する条例第7条第4項の申請書に添付する規則で定める書類については、第4条の規定を準用する。この場合において、第4条中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」と、同条第8号及び第9号中「申請者」とあるのは「譲受人である申請者」と読み

替えるものとする。

2 条例第8条第2項の認可（合併に係るものに限る。）を受けようとする者が条例第8条第4項において準用する条例第7条第4項の申請書に添付する規則で定める書類については、第4条の規定を準用する。この場合において、第4条中「次に掲げるもの」とあるのは、「申請者及び合併後存続する法人又は合併により設立される法人について次に掲げるもの並びに合併に係る契約書の写し」と、同条第8号及び第9号中「申請者」とあるのは「合併後存続する法人又は合併により設立される法人」と読み替えるものとする。

3 条例第8条第2項の認可（分割に係るものに限る。）を受けようとする者が条例第8条第4項において準用する条例第7条第4項の申請書に添付する規則で定める書類については、第4条の規定を準用する。この場合において、第4条中「次に掲げるもの」とあるのは、「申請者及び分割により卸売の業務を承継する法人について次に掲げるもの並びに分割に係る計画書又は契約書の写し」と、同条第8号及び第9号中「申請者」とあるのは「分割により卸売を承継する法人」と読み替えるものとする。

（卸売業者の名称変更等の届出）

第7条 条例第9条の規則で定める事由は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 卸売業者がその名称を変更したとき。
- （2） 条例第7条第1項の許可に係る卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- （3） 条例第7条第1項の許可に係る卸売の業務を廃止したとき。
- （4） 条例第7条第3項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき。
- （5） 条例第7条第5項第2号、第3号又は第5号のいずれかに該当することとなったとき。

（卸売業者の保証金の額）

第8条 条例第12条第1項の規則で定める額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 青果部 500万円
- (2) 水産物部 500万円
- (3) 花き部 200万円

(保証金代用の有価証券の種類及び価格)

第9条 条例第12条第3項に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 国債証券 額面金額に相当する額
- (2) 地方債証券 額面金額に相当する額
- (3) 日本銀行が発行する出資証券 額面金額の100分の90に相当する額
- (4) 農林中央金庫債券 額面金額の100分の80に相当する額
- (5) 商工組合中央金庫債券 額面金額の100分の80に相当する額

(せり人の登録証及びせり人章の交付)

第10条 市長は、条例第17条第1項の登録又は条例第18条第1項の登録の更新を受けたせり人に対し、条例第17条第4項の規定に基づき、別記様式第2号による登録証及び記章として別記様式第3号によるせり人章を交付する。

(せり人の登録証及びせり人章の再交付申請等)

第11条 登録証又はせり人章を紛失し、盗難に遭い、破損し、又は汚損したせり人は、理由書を添えて別記様式第4号による再交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項のせり人は、登録証又はせり人章の再交付に係る実費を負担するものとする。

3 市長は、前項の実費の納入を確認した後、登録証及びせり人章を再交付する。

(せり人の認定試験)

第12条 条例第17条第6項の試験は、次に掲げる事項について、筆記又は口述の方法で行うものとする。

- (1) 市場の業務に関する法令
- (2) せり人の業務を行うのに必要な実務上の知識

(事業報告書等の提出)

第13条 条例第22条第1項の事業報告書は、事業年度ごとに、卸売市場法施行規則別記様式第二号により作成し、毎事業年度経過後90日以内に市長に提出しなければならない。

2 条例第22条第2項の規定による閲覧は、インターネットの利用、事務所における備置きその他の適切な方法によりさせなければならない。

3 条例第22条第2項の財務に関する情報として規則で定めるものは、貸借対照表及び損益計算書とする。

4 条例第22条第2項の規則で定める正当な理由がある場合は、次のとおりとする。

(1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合

(2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合

(3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

5 条例第22条第3項の残高試算表は、毎月15日までに前月分を別記様式第5号により市長に提出しなければならない。

第2節 仲卸業者

(仲卸業者の数の最高限度)

第14条 条例第24条の規則で定める仲卸業者の数の最高限度は、区画数とする。ただし、使用状況により当該区画数を満たしている場合は、この限りでない。

(仲卸業務の許可申請等)

第15条 条例第25条第1項の許可を受けようとする者が同条第3項の規定により提出する許可申請書は、別記様式第6号によるものとする。この場合において、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 個人の場合

ア 履歴書

イ 資産調書

ウ 住民票の写し

エ 市町村長の発行する身分証明書

オ 印鑑証明書

カ 写真（正面を向き，上半身が写り，帽子等をかぶっていないもの）

キ 申請者が条例第25条第4項第2号又は第5号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ク アからキまでに規定するもののほか，市長が必要と認める書類

(2) 法人（これに準ずるものを含む。以下同じ。）の場合

ア 定款又は規約

イ 登記事項証明書

ウ 貸借対照表

エ 株主若しくは社員又は組合員名簿

オ 無限責任社員又は取締役その他業務を執行する役員及び当該法人のため常時売買に参加する者の履歴書及び写真（正面を向き，上半身が写り，帽子等をかぶっていないもの）

カ 法人及び当該法人の業務を執行する役員が条例第25条第4項第2号又は第5号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

キ アからカまでに規定するもののほか，市長が必要と認める書類

2 市長は，条例第25条第1項の許可をする場合において，必要があると認めるときは，卸売業者の意見を聞くことができる。

（事業の譲渡し等の認可申請）

第16条 条例第26条第1項の認可を受けようとする者が同条第3項の規定により提出する認可申請書には，次に掲げる事項を記載し，かつ，譲渡人及び譲受人が連署しなけ

ればならない。

- (1) 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所
- (2) 譲り渡す事業に係る取扱品目
- (3) 譲渡し及び譲受けの予定年月日
- (4) 譲渡し及び譲受けを必要とする理由

2 条例第26条第2項の認可（合併に係るものに限る。）を受けようとする者が同条第3項の規定により提出する申請書には、次に掲げる事項を記載し、かつ、合併の当事者が連署しなければならない。

- (1) 合併の当事者の名称及び住所
- (2) 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所
- (3) 合併の方法及び条件
- (4) 合併の予定年月日
- (5) 合併を必要とする理由

3 条例第26条第2項の認可（分割に係るものに限る。）を受けようとする者が同条第3項の規定により提出する申請書には、次に掲げる事項を記載し、かつ、分割の当事者が署名（分割の当事者が2以上ある場合にあっては、連署）しなければならない。

- (1) 分割の当事者の名称及び住所
- (2) 分割により仲卸しの業務を承継する法人の名称及び住所
- (3) 分割により承継させる仲卸しの業務に係る取扱品目
- (4) 分割の方法及び条件
- (5) 分割の予定年月日
- (6) 分割を必要とする理由

4 前3項に規定する申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号又は第2号に掲げる書類
- (2) 契約書の写し又は分割に係る計画書

(仲卸しの業務の相続の認可申請)

第17条 条例第27条第1項の認可を受けようとする者は、同条第4項の認可申請書に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名、住所及び被相続人との続柄
- (2) 被相続人の氏名及び住所
- (3) 引き続き営もうとする仲卸しの業務に係る取扱品目
- (4) 相続開始の日

2 第15条第1項第1号の規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。

(仲卸業者の名称変更等の届出)

第18条 条例第28条の規則で定める事由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 仲卸業者がその名称を変更したとき。
- (2) 仲卸しの業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- (3) 条例第25条第3項第1号から第3号までに掲げる事項に変更があったとき。
- (4) 仲卸しの業務を廃止したとき。
- (5) 条例第25条第4項第1号、第2号、第5号又は第6号のいずれかに該当することとなったとき。

2 仲卸業者が死亡し、又は解散したときは、当該仲卸業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(仲卸業者の保証金の額)

第19条 条例第31条第1項の規則で定める額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 青果部 20万円
- (2) 水産物部 20万円
- (3) 花き部 20万円

(仲卸章の交付等)

第20条 市長は、仲卸業者が条例第30条第1項の保証金を納付したときは、別記様式

第7号による仲卸章を交付するものとする。

2 仲卸業者は、前項の仲卸章を着用しなければ売買に参加することができない。

(仲卸章の再交付申請等)

第21条 仲卸業者は、仲卸章を紛失し、盗難に遭い、破損し、又は汚損したときは、理由書を添えて別記様式第8号による再交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の仲卸業者は、仲卸章の再交付に係る実費を負担するものとする。

3 市長は、前項の実費の納入を確認した後、仲卸章を再交付する。

(事業報告書の提出)

第22条 条例第32条の事業報告書は、貸借対照表及び損益計算書とする。ただし、仲卸業者が個人の場合は、所得税申告決算書の写しをもって、これらに代えることができる。

2 仲卸業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、毎年、当該各号に掲げる日現在において作成した事業報告書をその日から起算して90日を経過する日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 法人である仲卸業者 事業年度の末日

(2) 個人である仲卸業者 12月31日

(保証金代用の有価証券に関する規定の準用)

第23条 第9条の規定は、仲卸業者について準用する。

第3節 売買参加者

(売買参加者の承認申請等)

第24条 条例第34条第1項の承認を受けようとする者が同条第3項の規定により提出する承認申請書は、別記様式第9号によるものとする。

2 第15条第1項の規定は、前項の承認申請書に添付する書類について、準用する。

3 第15条第2項の規定は、売買参加者の承認について準用する。

(売買参加章の交付等)

第25条 条例第34条第1項の規定により承認した売買参加者に対し、別記様式第10号による売買参加章を交付する。

2 売買参加者は、前項の売買参加章を着用しなければ、売買に参加することができない。

(仲卸章の再交付申請等に関する規定の準用)

第26条 第21条の規定は、売買参加者について準用する。この場合において、同条中「仲卸章」とあるのは、「売買参加章」と読み替えるものとする。

(売買参加者の名称変更等の届出)

第27条 条例第35条の規則で定める事由は、次のとおりとする。

(1) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。

(2) 商号を変更したとき。

(3) 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。

(4) 条例第34条第4項第4号又は第5号に該当することとなったとき。

2 売買参加者が死亡し、又は解散したときは、当該売買参加者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(売買参加者の承認の取消し)

第28条 条例第36条第3号の規則で定める卸売に参加することができない事由とは、条例第34条第3項第1号の規定により承認申請書に記載した住所に店舗が存在しない場合その他市長が取引を行うことができないと認める場合とする。

第4節 関連事業者

(関連事業者の種類及び数)

第29条 条例第38条の規則で定める種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとし、規則で定める数は45以内とする。

(1) 第1種関連事業（市場の取扱品目の運送等を行う営業その他市場の機能の充実に資するものとしての営業をいう。） 運送業その他市場の機能の充実に資するものとして市長が認めるもの

(2) 第2種関連事業（生鮮食料品等の卸売を行う営業，飲食店営業，理容業その他市場の利用者に便益を提供するものとしての営業をいう。） 次のアからオまでに掲げるもの

ア 金融業

イ 食料品等販売業

ウ 飲食店業

エ 理容業

オ アからエまでに規定するもののほか，市場の利用者に便益を提供するものとして市長が認めるもの

（関連事業者の許可申請）

第30条 条例第39条第2項の許可申請書は，別記様式第11号によるものとする。この場合において，第15条第1項の規定は，許可申請書に添付する書類について準用する。

（関連事業者の名称変更等の届出）

第31条 条例第40条の規則で定める事由は，次に掲げるとおりとする。

(1) 関連事業者がその名称を変更したとき。

(2) 関連事業の業務を開始し，休止し，又は再開したとき。

(3) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。

(4) 商号を変更したとき。

(5) 条例第39条第2項第4号に規定する事項について変更したとき。

(6) 関連事業の業務を廃止したとき。

(7) 条例第39条第3項第2号，第5号又は第6号のいずれかに該当することとなったとき。

2 関連事業者が死亡し，又は解散したときは，当該関連事業者の相続人又は清算人は，遅滞なく，その旨を市長に届け出なければならない。

(関連事業者の保証金の額)

第32条 条例第43条第1項の規則で定める額は、使用料月額額の3倍とする。ただし、その額が4万円に満たないときにあつては4万円とし、120万円を超えるときにあつては120万円とする。

(売上高報告)

第33条 条例第44条の売上高報告書は、関連事業者が前月中に販売した物品について別記様式第12号により作成し、毎月10日までに市長に提出しなければならない。

(保証金代用の有価証券に関する規定の準用)

第34条 第9条の規定は、関連事業者について準用する。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引物品の下見)

第35条 卸売業者が売買取引をしようとするときは、その販売開始前に売買に参加する者に当該物品の下見をさせなければならない。ただし、相対による取引の方法による場合は、この限りでない。

(せり売の方法)

第36条 せり売は、原則としてその販売物品の品目、産地、出荷者、等級、数量その他必要な事項を呼び上げた後に開始するものとする。

2 せり落としは、せり人が最高申入価格を3回呼び上げたとき、これを決定し、その申入者をせり落とし人とする。ただし、呼上回数は、必要に応じてこれを減ずることができる。

3 最高価格の申入者が2人以上あるときは、抽選その他適当な方法によってせり落とし人を決定しなければならない。

4 せり落としが決定したときは、せり人は、直ちにその価格及び氏名又は商号若しくは仲卸業者若しくは売買参加者の番号を呼び上げなければならない。

(入札売の方法)

第37条 入札売は、卸売業者がその販売物品の品目、産地、出荷者、等級、数量その他必要な事項を掲示し、又は呼び上げた後、入札人が、入札書に氏名又は商号若しくは仲卸業者若しくは売買参加者の番号、入札金額その他指定事項を記載して行わなければならない。

2 開札は、入札終了後直ちにこれを行わなければならない。

3 最高価格の入札人をもって落札人とする。ただし、最高価格が指値の額に達しないときは、この限りでない。

4 前条第3項及び第4項の規定は、入札売に準用する。

(入札の無効)

第38条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札人が何人であるか確認し難いもの

(2) 入札金額その他指定記載事項が不明のもの

(3) 2通以上の入札書を提出したもの

(4) 入札に際し、不当又は不正な行為があったもの

(5) 条例若しくはこの規則の規定又はこれらの規定に基づいた市長の指示に違反したものの

2 前項の場合には、卸売業者は開札の際その事由を明示し、入札が無効である旨を告知しなければならない。

(せり直し及び再入札)

第39条 せり売又は入札売に参加した者が、そのせり落し又は落札の決定に異議があったときは、直ちに市長にその旨を申立てることができる。

2 市長は、前項の申立てについて正当な理由があると認めたときは、せり直し又は再入札を命ずることができる。

(受託物品の即日上場)

第40条 卸売業者は、相場できるときまでに受領した受託物品をその当日に販売しなけ

ればならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(指値その他の条件のある受託物品の扱い)

第41条 卸売業者は、受託物品に指値その他の条件がある場合、卸売開始の時刻前にその旨を当該物品に表示しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による表示をした受託物品について、指値その他の条件が満たされないため、その販売を中止した場合において、その売買に参加している者から要求があったときは、その理由を明らかにしなければならない。

3 卸売業者は、第1項の規定による表示をしないで販売を開始したときは、指値に達しない場合においても販売を中止してはならない。

(販売条件の変更)

第42条 卸売業者は、前条第1項の規定による表示をした受託物品を相当期間内に販売することができないときは、その旨を委託者に通知し、その指示を受けなければならない。ただし、そのため委託者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認められるときは、卸売業者は、その条件がなかったものとして、これを販売することができる。

(売買取引の単位)

第43条 条例第46条の規則で定める単位は、重量による。ただし、これと異なる取引慣習があるときは、この限りでない。

(買受物品の即時引取違反)

第44条 条例第47条第3項に規定する物品を買い受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、引取りを怠った者とみなす。

(1) 卸売業者が売渡物品の引渡しの準備を完了し、買い受けた者に引取りを請求したにもかかわらず、当該買い受けた者が理由なくこれを履行しないとき。

(2) 当該買い受けた者の所在が不明で、引取りの請求ができないとき。

(保管費用及び差損金の支払期限)

第45条 物品を買い受けた者は、条例第47条第3項の規定により卸売業者が保管した

費用を、その物品を引き取ったときに支払わなければならない。

2 条例第47条第4項の規定による差額は、卸売業者がその再販売をした日に支払わなければならない。

(販売物品の保管等の届出)

第46条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 条例第47条第3項の規定により卸売業者が販売物品を保管し、又は他の者に卸売をしたとき。

(2) 物品を買い受けた者が、条例第47条第3項の規定による保管費用又は条例第47条第4項の規定による差額の支払を怠ったとき。

(販売原票の提出等)

第47条 卸売業者は、条例第48条第1項の販売原票には、年月日、品名、産地、出荷者、等級、数量、価格、買受人その他必要な事項を記載しなければならない。

2 卸売業者は、前項の販売原票を作成したときは、当該販売原票の内容を速やかに市長に通知しなければならない。

(売買仕切書)

第48条 卸売業者は、条例第48条第2項の売買仕切書の写しを5年間保存し、市長から提示を求められたときは、これに応じなければならない。

第4章 取引参加者の遵守事項

(売買取引の条件の公表)

第49条 条例第55条の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

(1) 営業日及び営業時間

(2) 取扱品目

(3) 物品の引き渡し方法

- (4) 委託手数料その他の物品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 物品の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭（以下「奨励金等」という。）の種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）
- (7) 物品の事故に関する事項
(受託拒否の正当な理由)

第50条 条例第56条の規則で定める正当な理由がある場合は、次のとおりとする。

- (1) 販売の委託の申込みがあった物品が食品衛生上有害である場合
- (2) 販売の委託の申込みがあった物品が、市場において過去に全て残品となり販売に至らなかった物品と品質が同程度であると市長が認める場合
- (3) 卸売場、倉庫その他の卸売業者が市場における卸売の業務のために使用する施設の受入能力を超える場合
- (4) 販売の委託の申込みがあった物品に関し、法令に違反し、若しくは公益に反する行為の疑いがある場合又は販売を制限する行政機関の指示若しくは命令があった場合
- (5) 販売の委託の申込みが条例第55条の規定により卸売業者が公表した売買取引の条件に基づかない場合
- (6) 販売の委託の申込みが市場以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白である場合
- (7) 販売の委託の申込みが次に掲げる者から行われたものである場合
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
 - イ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者

ウ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(帳簿の区分整理)

第51条 卸売業者は、条例第58条の規定により、自己の計算による取引と委託者の計算による取引とをそれぞれ勘定を設けて経理しなければならない。

(売買取引の結果等の公表)

第52条 条例第59条の規定による公表は、取扱品目に属する物品に関し、次に掲げる事項について第3項から第5項までの規定により定める時にインターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

(1) その日の主要な品目の卸売予定数量及び主要な産地

(2) その日の主要な品目の卸売の数量及び価格（高値（最も高い価格をいう。以下同じ。）、中値（最も卸売の数量が多い価格をいう。ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、加重平均価格をいう。以下同じ。）及び安値（中値未満の価格のうち、最も卸売の数量が多い価格をいう。ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、最も低い価格をいう。以下同じ。）に区分すること。）

(3) その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額

2 前項第1号及び第2号に掲げる事項の公表は、同項に定めるところによるほか、次に掲げる区分ごとに行う。

(1) せり売又は入札の方法による卸売

(2) 相対による取引の方法による卸売

3 第1項第1号の事項については、毎開場日のせり売又は入札の開始1時間前に公表するものとする。

4 第1項第2号の事項については、毎開場日の販売終了後速やかに公表するものとする。

5 第1項第3号の事項については、条例第55条の規定に基づき売買取引の条件として公表した委託手数料及び売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の

販売代金以外の金銭の種類ごとに、その受領額又は交付額の前月の合計を、翌月15日までに公表するものとする。

(仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売の報告)

第53条 条例第60条第1項の規定による報告は、別記様式第13号により、当月分を翌月15日までに行わなければならない。

(市場外にある取扱物品の卸売の報告)

第54条 条例第61条第1項の規定による報告は、別記様式第14号により、当月分を翌月15日までに行わなければならない。

2 条例第61条第2項の指定を受けようとする卸売業者は、別記様式第15号による申出書を市長に提出しなければならない。

3 条例第61条第2項の指定は、別記様式第16号による指定書を交付して行う。

4 条例第61条第3項の規定による届出は、別記様式第17号により行わなければならない。

(卸売業者の買受物品等の制限)

第55条 条例第62条ただし書の規則で定める場合は、当該卸売に係る物品の加工品を買い受け、又は当該加工品の販売の委託を引き受ける場合とする。

(販売後の事故処理)

第56条 条例第64条ただし書の規定により検査員が確認を行うもの(以下「事故品」という。)は、次に掲げるとおりとする。ただし、上場の際欠点があることを明らかにしたもの及び取引参加者が買受物品を引き取り、卸売場より他に移動したものは、この限りでない。

(1) 市場取引の経験から予見できない不良品があつて著しく内容が相違しているもの

(2) 生産者の故意又は過失により粗悪品が混入されて著しく見本と相違しているもの

(3) 出荷者が等級を誤記したもの

(4) 見本の抽出に際し見本と現品の内容が著しく相違しているもの

(5) 十分な下見が困難なもので、全く予知できない隠れた^{かど}瑕疵を有する不良品であるもの

(6) 卸売場において、立会い計量の結果、量目不足が確認されたもの

(7) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が検査員の確認が必要であると認めたもの

2 前項の確認の受付時間は、引取日の午後0時までとする。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

3 取引参加者は、事故品を発見した場合は、直ちに卸売業者に申し出なければならない。この場合において、当該申出を受けた卸売業者は、速やかに市長の指定する検査員の確認を受けなければならない。

4 関係者は、確認の終了後に、異議を申し立てることはできない。

5 事故品が受託物品であって、当該事故が出荷者の責めであることの確認を受け、それに相当する販売代金の減額をしたときは、卸売業者は、委託者に対し市長が発行する確認証を添付してその旨を通知しなければならない。

(販売前における受託物品の検収)

第57条 条例第65条第1項の規定により、卸売業者は、検収を確実にを行い、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めたときは、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又は代理人が立ち会い、その了承を得られたときは、この限りでない。

2 前項の確認は、卸売業者及び確認を願い出た者の立会いのうえ、当該物品の容器の完否、荷造の状態、箇數、内容、重量、鮮度、品質等について行う。

3 検査員が前項の確認を終了したときは、別記様式第18号による受託物品確認証を交

付する。

- 4 卸売業者は、取引参加者から売渡物品について正当な理由による売渡代金の減額の申出があったときは、条例第64条の規定による検査員の確認を市長に願い出なければならない。
- 5 第2項の規定は、前項の確認について準用する。
- 6 検査員は、第4項の確認を終了したときは、別記様式第19号による売渡物品確認証を交付する。
- 7 市場外での受託物品の検収は、卸売業者又は委託者から当該物品の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該物品の検収を行うよう委託を受けた者が確実にを行い、当該物品の種類、数量、等級、品質等について異状を求めたときは、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。
- 8 前項の確認は、当該物品の異状が確認できる写真等で行う。
- 9 条例第65条の規則で定める証明は、検査員が行うものとする。
- 10 卸売業者は、受託物品の異状については、第1項ただし書に規定する場合を除き、第1項及び第7項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。

(卸売業者以外の者からの物品の買入れの報告)

第58条 条例第66条第2項の報告は、別記様式第20号により、当月分を翌月10営業日までに行わなければならない。

(卸売予定数量等の報告)

第59条 条例第67条の規定による報告は、取扱品目に属する物品に関し、次に掲げる事項について行わなければならない。

- (1) その日の主要な品目の卸売予定数量及び主な産地
- (2) その日の主要な品目の卸売の数量及び価格(取引の区分ごとに高値、中値及び安値に区分すること。)

2 前項第1号の事項の報告は、別記様式第21号により、開場日のせり売又は入札の開始1時間前に行わなければならない。

3 第1項第2号の事項の報告は、別記様式第22号により、開場日の午後4時までに行わなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、卸売業者は、毎月10営業日までに前月中に卸売した物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び単価と数量の積の合計額を、別記様式第23号により、市長に報告しなければならない。

(委託手数料率)

第60条 条例第68条第1項の委託手数料率（以下単に「委託手数料率」という。）は、次に掲げる取扱品目ごとに定めるものとする。

(1) 野菜（きのこを含む。）及びその加工品

(2) 果実及びその加工品

(3) 花き

(委託手数料率の届出)

第61条 条例第68条第1項の規定による届出は、同項の委託手数料率が適用される日の1月前までに、別記様式第24号により行わなければならない。

(奨励金の種類)

第62条 条例第69条第1項の規則で定める奨励金は、次に掲げるものとする。

(1) 売買仕切金前渡（出荷者に対し、売買仕切金を前渡するものをいう。以下同じ。）

(2) 出荷奨励金（市場における取扱品目の安定供給の確保を図るため、出荷者に対し交付するものをいう。以下同じ。）

(3) 完納奨励金（卸売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者又は売買参加者に対して交付するものをいう。以下同じ。）

2 条例第69条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に

掲げる様式により行わなければならない。

(1) 売買仕切金前渡 別記様式第25号

(2) 出荷奨励金 別記様式第26号

(3) 完納奨励金 別記様式第27号

3 前項の届出は、毎年3月20日までに、その年の4月1日からその翌年3月31日までの分について行わなければならない。ただし、1月1日以降その年の3月15日までに業務を開始する卸売業者にあつては業務開始日からその年の3月31日までの分についてを業務開始の前日までに、3月16日以降に業務を開始する卸売業者にあつては業務開始日から翌年3月31日までの分についてを業務開始の前日までに、それぞれ行わなければならない。

4 条例第69条第2項の規定による届出は、第2項の規定を準用する。この場合において、当該届出は、内容予定変更予定日の10日前までに、それぞれ行わなければならない。

第5章 市場施設の使用

(施設使用指定の申請等)

第63条 条例第71条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可を受けようとする者(次項において「申請者」という。)は、別に定めるものを除くほか、別記様式第28号による指定申請書又は許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第71条第4項に規定する場合に該当しないことを申請者が誓約する書面を添付しなければならない。ただし、市長がこの規則の規定により既に提出されている書面によりこれを確認することができるときは、この限りでない。

3 条例第71条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可は、別記様式第29号による指定書又は許可書を交付して行う。

4 市長は、条例第71条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可をした後において必要があると認めるときは、市場施設の位置、面積その他の使用条件を変

更することができる。

(市場施設の毀損届)

第64条 条例第71条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その使用する市場施設について、毀損その他の理由により、修理を要する箇所を発見したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(市場施設の毀損等による修理)

第65条 前条の規定による届出の有無にかかわらず、現に使用する市場施設について修理を要する必要が生じたときは、市長は、その修理を行うものとする。

2 前項の場合において、使用者が損害を被ることがあっても、市はその責めを負わないものとする。

(現状変更の承認申請等)

第66条 条例第73条第1項ただし書の承認を受けようとする使用者は、別記様式第30号による承認申請書に設計書及び費用見積書を添付し、市長に提出しなければならない。市場に看板、装飾、広告等を設けようとする使用者も、同様とする。

2 条例第73条第1項ただし書の承認は、別記様式第31号による承認書を交付して行う。

3 条例第73条第1項ただし書の承認を受けた者は、工事しゅん工後遅滞なく市長に届け出なければこれを使用することはできない。

(施設の返還等)

第67条 使用者は、市場施設を返還しようとするときは、別記様式第32号による返還届出書を市長に提出しなければならない。

2 条例第74条第1項の市長の指定する期間は、30日とする。

(指定又は許可の取消しその他の規制)

第68条 条例第75条第1項の市場の管理上必要があると認めるときは、次の各号のい

ずれかに該当するときとする。

- (1) 市場の秩序若しくは公共の利益を害し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 市場施設の使用について指定した目的その他の条件に違反し、又はその指定した目的の達成が著しく困難であると認められるに至ったとき。
- (3) 市場施設の指定の当時と著しく事情が変わり、その使用が不必要又は不適當であると認められるに至ったとき。
- (4) 使用料その他本市に対する納付金の納付を怠ったとき。
- (5) 故意又は過失によって市場施設を滅失し、又は毀損したとき。
- (6) 中央卸売市場に関する法令若しくは条例若しくはこの規則又はこれらに基づいて行う市長の指示若しくは処分に違反したとき。

(補修命令)

第69条 条例第76条の規定は、使用場所にある使用者の設備及び器具に危険を生ずるおそれがあるときについても準用する。

(使用料の減免申請等)

第70条 条例第81条第3項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、別記様式第33号による申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用料の減免を決定したときは、別記様式第34号による決定書を交付する。

(使用料の計算方法)

第71条 使用料の計算は、30日をもって1月とする。

2 月額による使用料で、使用期間が1月に満たないときの使用料の額は、その月額による使用料を30で除して使用日数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 使用面積に1平方メートル未満の端数があるとき、又は使用面積が1平方メートル未満のときは、これを1平方メートルとして計算する。

(使用料の納付)

第72条 使用料は、毎月25日までにその月分を納付しなければならない。ただし、卸売業者市場使用料及び仲卸業者市場使用料は、その月分の使用料をその翌月の25日までに納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、使用を取りやめたときは、その時に使用料を納付しなければならない。

3 第1項の納付期限が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い日曜日、土曜日及び休日でない日をもって納期限とする。

4 市長は、特別の事情がある場合においては、第1項の規定による納付期限を変更することができる。

5 使用期間の定めのある使用料については、その期間の途中において市場施設の使用を取りやめても、その使用料の全額を納付しなければならない。

(電力、電話等の費用の負担及び納付期限)

第73条 次に掲げる市場施設における電力、電話、ガス、水道、下水道等の費用及びこれらの設備の維持等に要する費用は、その使用者の負担とする。

(1) 卸売業者売場

(2) 仲卸業者売場

(3) 業者事務所

(4) 関連事業所

(5) 保管所

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長の指定する市場施設

2 前項の費用の算定は、計量器による。ただし、特別の事情がある場合は、市長が別に認定することができる。

3 第1項の費用の納付期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とす

る。ただし、その納付期限が日曜日、土曜日又は休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い日曜日、土曜日及び休日でない日をもって納付期限とする。

- (1) 電力、電話及びガスの費用 毎月分をその翌月の20日
- (2) 水道及び下水道の費用 2月分を検針月の翌月の20日
- (3) 市場施設の設備の維持等に要する費用 毎月分をその月の20日

第6章 開設者の遵守事項

(卸売予定数量等の公表)

第74条 条例第83条の規定による公表は、次に掲げる事項について、条例第67条の規定による報告を受けた後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- (1) その日の主要な品目の卸売予定数量及び主な産地並びに前日の主要な品目の卸売の数量及び価格
- (2) その日の主要な品目の卸売の数量及び価格（売買取引の方法ごとに、価格を高値、中値及び安値に区分して行うこと。）

第7章 雑則

(検査員の身分証明書)

第75条 条例第84条第2項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第35号によるものとする。

2 前項の証明書の有効期間は、5年間とする。

(卸売業務の代行による報告等)

第76条 卸売業者は、条例第87条第1項の規定により卸売をできなくなった委託物品の種類、数量、委託者その他委託に関する事項を別記様式第36号により遅滞なく市長に報告しなければならない。

2 市長は、条例第87条第2項の規定により自ら卸売の業務として委託物品の販売をするときは、別記様式第37号による通知書により直ちにその旨を販売委託者に通知する

ものとする。

(委託者不明物品の措置)

第77条 卸売業者は、委託者が不明の物品があるときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

2 卸売業者は、前項の検査を受けた後、市長の承認を受けてその物品を販売することができる。

3 市長は、前項の規定による承認の申請があったときは、必要により他の適当な措置を命ずることができる。

4 市長は、第1項の検査、第2項の承認又は前項の措置の命令をしたときは、利害関係人の請求により、これに関する証明書を交付するものとする。

(市場内の掲示事項)

第78条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市場の掲示板にその旨を掲示する。

- (1) 条例第3条第2項及び第3項の規定により休業日に臨時に開場し、又は休業日を定めたとき。
- (2) 条例第4条第1項ただし書の規定により開場時間を変更したとき。
- (3) 条例第17条第4項の規定により登録をしたとき、又はその取消しをしたとき。
- (4) 条例第52条の規定により売買を差し止めたとき。
- (5) 条例第63条第3項の規定により売買を差し止め、又は撤去を命じたとき。
- (6) 仲卸業者、売買参加者及び関連事業者の業務を許可（売買参加者にあつては、承認）したとき、若しくはその業務を停止したとき、又はこれらの者が資格を失ったとき。
- (7) 卸売業者が休業したとき。
- (8) 条例第86条の規定に基づく監督処分があったとき。
- (9) 市場に関する法令又は条例若しくはこの規則の改正があったとき。

(10) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めるとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、新潟市中央卸売市場業務条例（令和2年新潟市条例第 号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の第60条第3項又は第62条第2項の規定により承認書を交付された者は、令和2年度に限り、この規則の施行の日に改正後の第62条第2項の規定により届出を行った者とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の第118条の規定により交付されている証明書は、この規則の施行の日に改正後の第76条第1項の規定により交付されたものとみなす。

別記様式第1号（第4条関係）

純資産額調書（ 年 月 日現在）			
（宛先）新潟市長			
年 月 日提出			
新潟市中央卸売市場 部卸売業者			
名称及び代表者の氏名 印			
新潟市中央卸売市場業務条例施行規則第4条第10号の規定により 年			
月 日現在の純資産額調書を提出します。			

科目	帳簿価額	評価額	備考
	千円	千円	
A 資産合計			
I 流動資産			
(1) 現金			
(2) 預金			
(3) 売掛金			
(4) 受取手形			
(5) 有価証券			
(6) 親会社株式			
(7) 商品			
(8) 貯蔵品			
(9) 前渡金			
(10) 荷主前渡金			
(11) 前払費用			
(12) 未収収益			
(13) 立替金			
(14) 短期貸付金			
(15) 未収金			
(16) 仮払金			
(17) 仮払消費税等			
(18) 繰延税金資産			
(19) 貸倒引当金			

Ⅱ 固定資産			
有形固定資産			
(1) 建物			
(2) 構築物			
(3) 機械装置			
(4) 車輛運搬具			
(5) 工具器具備品			
(6) 土地			
(7) 建設仮勘定			
(8) 減価償却累計額			
無形固定資産			
(1) 営業権			
(2) 借地権			
(3) 電話加入権			
(4) 施設負担金			
(5) ソフトウェア			
投資等			
(1) 投資有価証券			
(2) 関係会社株式			
(3) 出資金			
(4) 子会社出資金			
(5) 長期貸付金			
(6) 開設者預託保証金			
(7) 差入保証金			
(8) 定期預金			
(9) 長期前払費用			
(10) 事業者保険料			
(11) 繰延税金資産			

Ⅲ 繰延資産			
(1) 創立費			
(2) 開業費			
(3) 試験研究費			
(4) 開発費			
(5) 新株発行費			
(6) 繰延費用			
B 負債合計			
Ⅳ 流動負債			
(1) 受託販売未払金			
(2) 支払手形(受託)			
(3) 荷主預り金			
(小計)			
(4) 買掛金(買付け)			
(5) 支払手形(買付け)			
(6) 預り金(買付け)			
(小計)			
(7) 買掛金(その他)			
(8) 支払手形(その他)			
(9) 短期借入金			
(10) 1年内返済長期借入金			
(11) 未払金			
(12) 未払法人税等			
(13) 未払消費税等			
(14) 未払費用			
(15) 前受金			
(16) 預り金(その他)			
(17) 前受収益			
(18) 仮受金			
(19) 預り消費税等			
(20) 繰延税金負債			
(21) 賞与引当金			

V 固定負債			
(1) 長期借入金			
(2) 預り保証金			
(3) 繰延税金負債			
(4) 退職給付引当金			
(5) 役員退職慰労引当金			
純資産額 (A - B)			
注記 1			
資本			
I 資本金			
会社が発行する株式の総数			
発行済株式の総数			
II 資本剰余金			
(1) 資本準備金			
(2) その他資本剰余金			
III 利益剰余金			
(1) 利益準備金			
(2) 任意積立金			
(ア)別途積立金			
(3) 計算日現在未処分利益			
[当期利益]			
IV 土地再評価差額金			
V 株式等評価差額金			
VI 自己株式			
注記 2			
1 受取手形割引高		千円	
2 受取手形譲渡高		千円	
3 保証債務額		千円	
4 有形固定資産減価償却累計額		千円	

5 支配関係を持っている法人に対する債権等明細書

会社名	短期債権						長期債権				受取手形割引高	受取手形裏書譲渡高	保証債務額	備考
	売掛金	受取手形	前渡金	短期貸付金	その他	小計	長期貸付金	長期差入保証金	その他	小計				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
合計														

6 卸売業務の取扱高

年 月	受託販売 (千円)	買付販売 (千円)	合計 (千円)
合計			

純資産額調書概要票

市場名	
取扱品目の部類及び卸売業者名	

(1) 純資産額の状況

[計算日 年 月 日]

事項・科目		金額 (単位:千円)			比率 (%)		
		当期 年 月	前期 年 月	前年同期 年 月	当期 構成比	a / b × 100	a / c × 100
資産 A	流動資産						
	固定資産						
	繰延資産						
	計	帳簿価格					
		評価額					
負債 B	流動負債						
	固定負債						
	引当金						
	計	帳簿価格					
		評価額					
純資産額 (A - B)							
(純資産基準額)							
純資産基準額の基準 となる1年間の卸売 金額							
資本	資本金						
	資本剰余金						
	利益剰余金						

(2) 財務比率等の状況

(単位：％，千円)

区分・事項		当期	前期	前年同期
		年 月	年 月	年 月
財務比率	流動比率 (流動資産／流動負債×100)	％	％	％
	自己資本比率 (自己資本／総資産×100)	％	％	％
注記事項	受取手形割引高			
	受取手形譲渡高			
	保証債務額			
	支配関係のある法人分	短期債権		
	長期債権			
	受取手形割引高			
	保証債務額			
卸売金額	受託販売額			
	買付販売額			
	計			

(3) 意見

別記様式第2号（第10条関係）

部せり人登録証		
氏名		年 月 日生
住所		
登録番号		
登録年月日		
有効期間		
備考		
年 月 日		新潟市長 印

別記様式第3号（第10条関係）



材質 セルロイド又はこれに類するもの

大きさ 直径4.5cm

地色 白色

市章 赤色

文字 黒色

登録番号 青果部 黒色

水産物部 青色

花き部 赤色

別記様式第4号（第11条関係）

		年	月	日
(宛先) 新潟市長		新潟市中央卸売市場		部
		せり人氏名		印
登録証	再交付申請書			
せり人章				
年 月 日交付を受けました下記のものを紛失し、破損し、汚損し、盗難に遭いましたので、新潟市中央卸売市場業務条例施行規則第11条の規定により、理由書を添えて再交付を申請します。				
記				
1	登録証	No.		
2	せり人章	No.		

別記様式第5号（第13条関係）

残高試算表（ 年 月 日現在）

（宛先）新潟市長

年 月 日提出

新潟市中央卸売市場 部卸売業者

名称及び代表者の氏名 印

新潟市中央卸売市場業務条例施行規則第13条の規定により 年 月 日現在の残高試算表を提出します。

1 合計貸借対照表

科目		前残高	借方	貸方	当残高	構成比	科目		前残高	借方	貸方	当残高	構成比
(資産の部)							(負債の部)						
I 流動資産							IV 流動負債						
(1)	現金						(1)	受託販売未払金					
(2)	預金						(2)	支払手形 (受託)					
(3)	売掛金						(3)	荷主預り金					
(4)	受取手形						(小計)						
(5)	有価証券						(4)	買掛金 (買付け)					
(6)	親会社株式						(5)	支払手形 (買付け)					
(7)	商品						(6)	預り金 (買付け)					
(8)	貯蔵品						(小計)						
(9)	前渡金						(7)	買掛金 (その他)					
(10)	荷主前渡金						(8)	支払手形 (その他)					
(11)	前払費用						(9)	短期借入金					
(12)	未払収益						(10)	未払金					
(13)	立替金						(11)	未払法人税等					
(14)	短期貸付金						(12)	未払消費税等					
(15)	未収金						(13)	未払費用					
(16)	仮払金						(14)	前受金					
(17)	繰延税金資産						(15)	預り金 (その他)					
()							(16)	前受収益					
()	貸倒引当金						(17)	仮受金					
II 固定資産							(18)	繰延税金負債					
1	有形固定資産						(19)	賞与引当金					
(1)	建物						()						
(2)	建築物						V	固定負債					

(単位：千円, %)

(3) 機械及び装置	(1) 長期借入金
(4) 船舶及び車両その他の陸上運搬具	(2) 預り保証金
(5) 工具、器具及び備品	(3) 繰延税金負債
(6) 土地	(4) 退職給付引当金
(7) 建設仮勘定	()
()	負債合計
2 無形固定資産	(純資産の部)
(1) のれん	VI 株主資本
(2) 借地権	1 資本金
(3) 電話加入権	2 新株式申込証拠金
(4) 施設負担金	3 資本剰余金
()	(1) 資本準備金
3 投資その他の資産	(2) その他資本剰余金
(1) 投資有価証券	4 利益剰余金
(2) 子会社株式	(1) 利益準備金
(3) 出資金	(2) その他利益剰余金
(4) 子会社出資金	① 積立金
(5) 長期貸付金	②
(6) 開設者預託保証金	③ 繰越利益剰余金
(7) 定期預金	(繰越損失金)
(8) 長期前払費用	5 自己株式
(9) 事業者保険料	6 自己株式申込証拠金
(10) 繰延税金資産	VII 評価・換算差額等
()	1 その他有価証券評価差額金
()	2 繰延ヘッジ損益
()	3 土地再評価差額金
III 繰延資産	4
(1) 創立費	VIII 新株予約権
(2) 開業費	純資産合計

(3)	試験研究費																			
(4)	開発費																			
(5)	新株発行費																			
()																				
資産合計																				
負債及び純資産合計																				

2 合計損益計算書

(単位：千円, %)

科目	前 までの累計	借方	貸方	当 までの累計	構成比
I 営業損益					
1 卸売業務					
(1) 受託手数料 (受託品取扱額)					
(2) 買付販売損益					
ア 純売上高					
商品総売上高					
売上値引及び戻り高					
イ 売上原価					
期首商品たな卸高					
商品純仕入高					
仕入値引及び戻し高					
合計					
期末商品たな卸高					
買付販売利益(損失)金額					
販売利益(損失)金額					
2 兼業業務					
(1) 売上高					
(2) 売上原価					
兼業業務利益(損失)金額					
売上総利益(損失)金額					
3 販売費及び一般管理費					
()					
営業利益(損失)金額					
II 営業外損益					
1 営業外収益					
()					
2 営業外費用					
()					
経常利益(損失)金額					
III 特別利益					
1 固定資産売却益					
()					
2 前期損益修正益					
3 その他の特別利益					
()					
IV 特別損失					
1 固定資産売却損					
()					
2 減損損失					
()					
3 災害による損失					

()					
4 前期損益修正損					
5 その他の特別損失					
()					
税引前当期純利益(損失)金額					
法人税等					
法人税等調整額					
当期純利益(損失)金額					

別記様式第6号(第15条関係)

年 月 日

(宛先) 新潟市長

住所
氏名又は名称

印

仲卸業務許可申請書

仲卸しの業務の許可を受けたいので、新潟市中央卸売市場業務条例第25条第3項の規定により、必要書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 取扱品目
- 2 商号
- 3 資本金又は出資の額
- 4 役員の氏名

別記様式第7号（第20条関係）

○	部 ㊦ 仲卸章	○
○	新潟市中央卸売市場	○

材質 セルロイド又はこれに類するもの
大きさ 縦5.5cm 横10.5cm
地色 黄色
中央に番号を付す。
市章 赤色
文字 黒色
番号 青果部 黒色
水産物部 青色
花き部 赤色

別記様式第8号（第21条関係）

		年	月	日
(宛先) 新潟市長				
	新潟市中央卸売市場			部仲卸業者
	住所			
	氏名又は名称			印
仲卸章再交付申請書				
年 月 日交付を受けました下記のものを紛失し、破損し、汚損し、又は盗難に遭いましたので、新潟市中央卸売市場業務条例施行規則第21条第1項の規定により、理由書を添えて再交付を申請します。				
記				
仲卸章	No.			

別記様式第9号（第24条関係）

年 月 日		
(宛先) 新潟市長	住所	印
	氏名又は名称	
売買参加承認申請書		
売買参加の承認を受けたいので、新潟市中央卸売市場業務条例第34条第3項の規定により、必要書類を添えて下記のとおり申請します。		
記		
1 取扱品目の部類		
2 商号		
3 資本金又は出資の額		
4 役員の氏名		

別記様式第10号（第25条関係）

○	部 ㊦ 売買参加章	○
○	新潟市中央卸売市場	○

材質 セルロイド又はこれに類するもの

大きさ 縦5.5cm 横10.5cm

地色 白色

中央に番号を付す。

市章 赤色

文字 黒色

番号 青果部 黒色

水産物部 青色

花き部 赤色

年 月 日

（宛先）新潟市長

住所

氏名又は名称

印

関連事業許可申請書

関連事業の許可を受けたいので、新潟市中央卸売市場業務条例第 39 条第 2 項の規定により、必要書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 営業の種類
- 2 営業の内容
- 3 商号
- 4 資本金又は出資の額
- 5 役員の氏名

別記様式第12号（第33条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

新潟市中央卸売市場関連事業者

氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）

印

関連事業者売上高報告書

新潟市中央卸売市場業務条例施行規則第33条の規定により 年 月にかかる販売実績を下記のとおり報告します。

記

単位：円

日	売上金額	備考	日	売上金額	備考	日	売上金額	備考
1			1 1			2 1		
2			1 2			2 2		
3			1 3			2 3		
4			1 4			2 4		
5			1 5			2 5		
6			1 6			2 6		
7			1 7			2 7		
8			1 8			2 8		
9			1 9			2 9		
1 0			2 0			3 0		
						3 1		
上旬計			中旬計			下旬計		
合計					4月からの累計			

別記様式第13号（第53条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

新潟市中央卸売市場
名称及び代表者の氏名

部卸売業者
印

仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売実績報告書

下記のとおり、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売について、新潟市中央卸売市場業務条例施行規則第53条の規定により報告します。

記

販売日	相手方	出荷者	品目	販売数量	卸売金額

注 上記卸売がない場合は、上記表に0円と表示すること。

年 月 日

（宛先）新潟市長

新潟市中央卸売市場
名称及び代表者の氏名

部卸売業者
印

市場外の保管場所指定申出書

下記のとおり市場外にある保管場所の指定を受けたいので、新潟市中央卸売市場業務条例第 61 条第 2 項の規定により申し出ます。

記

- 1 所在地
- 2 施設の名称
- 3 施設の温度管理の有無

注 3 の温度管理については、定温又は定温管理機能を有しているか否かについて記載してください。

第 号
年 月 日

新潟市中央卸売市場 部卸売業者
様

新潟市長 印

市場外の保管場所の指定について

年 月 日付で申出のありました標記の件について、下記の通り保管場所を指定
します。

なお、取引参加者に対しては周知徹底のうえ、公正な取引の運営が図られるようお願いい
たします。

記

- 1 所在地
- 2 施設の名称
- 3 施設の温度管理の有無

年 月 日

（宛先）新潟市長

新潟市中央卸売市場
名称及び代表者の氏名

部卸売業者
印

市場外指定保管場所の指定解除の届出書

年 月 日付 第 号をもって指定を受けた下記の市場外指定保管場所について、新潟市中央卸売市場業務条例第 61 条第 3 項の規定により、指定の解除を届け出ます。

記

- 1 所在地
- 2 施設の名称
- 3 理由

第 号
年 月 日

新潟市中央卸売市場 部卸売業者
様

新潟市長 印

受託物品確認証

新潟市中央卸売市場業務条例施行規則第57条第3項の規定により、下記のとおり受託物品の確認の結果、相違ないことを証明します。

記

- 1 委託者（住所及び氏名）
- 2 品目及び銘柄
- 3 等級
- 4 出荷数量
- 5 損敗又は内容相違の数量
- 6 損敗又は内容相違の程度
- 7 損敗又は内容相違の原因と認める事項
- 8 到着日時 月 日 午前・午後 時 分 自動車番号
- 9 確認日時 月 日 午前・午後 時 分
- 10 検査員氏名 印

第 号
年 月 日

新潟市中央卸売市場 部卸売業者
様

新潟市長 印

売渡物品確認証

新潟市中央卸売市場業務条例施行規則第57条第6項の規定により、下記のとおり売渡物品の確認の結果、相違ないことを証明します。

記

- 1 委託者（住所及び氏名）
- 2 買受人
- 3 品目及び銘柄
- 4 等級
- 5 出荷数量
- 6 損敗又は内容相違の数量
- 7 損敗又は内容相違の程度
- 8 損敗又は内容相違の原因と認める事項
- 9 到着日時 月 日 午前・午後 時 分 自動車番号
- 10 確認日時 月 日 午前・午後 時 分
- 11 検査員氏名 印
- 12 売渡代金変更前の価格 円
- 13 売渡代金変更後の価格 円

別記様式第20号（第58条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

新潟市中央卸売市場 部仲卸業者
名称及び代表者の氏名 印

市場の卸売業者以外の者からの買入れ実績報告書（ 年 月分）

市場の卸売業者以外の者からの買入れについて、下記のとおり報告します。

記

仕入日	買入れの相手方の 氏名又は名称及び住所	品目	仕入数量	仕入金額

注 買入れがない場合は、上記表に0円と表示すること。

年 月 日

（宛先）新潟市長

新潟市中央卸売市場 部卸売業者
 名称及び代表者の氏名 印

月例報告書

新潟市中央卸売市場業務条例施行規則第59条第4項の規定により 年 月分を下記のとおり報告します。

記

1 主要品目の市況

種別	主要品目	市況の概要

2 取扱品目の部類別卸売実績

種別	数量			金額（円）（税抜）		
	受託販売	買付販売	計	受託販売	買付販売	計
取扱品目以外の物品のうち市場内に保管している取引分						
附帯業務名						
計						

注1 取扱品目の実績は、市場外取引分も含めます。

2 附帯業務名は、製氷、物品の容器製造等卸売業務に付随する業務を記載してください。

年 月 日

（宛先）新潟市長

新潟市中央卸売市場
名称及び代表者の氏名

部卸売業者
印

委託手数料率届出書

新潟市中央卸売市場業務条例第68条第1項の規定により，次のとおり届け出ます。

記

- 1 取扱品目
- 2 委託手数料率
- 3 適用開始日
- 4 届出理由

年 月 日

（宛先）新潟市長

新潟市中央卸売市場 部卸売業者

名称及び代表者の氏名 印

売買仕切金前渡届出書

新潟市中央卸売市場業務条例第69条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 相手方
- 2 理由
- 3 率
- 4 金額
- 5 限度
- 6 期間
- 7 方法
- 8 条件
- 9 決済の時期

注 相手方と契約を締結しているときは、その契約書の写し（契約書がないときは契約の内容を記載した文書）を添付してください。

年 月 日

（宛先）新潟市長

新潟市中央卸売市場 部卸売業者

名称及び代表者の氏名 印

出荷奨励金交付届出書

集荷取引について、下記のとおり出荷奨励金を交付するので、新潟市中央卸売市場業務条例第69条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

記

- 1 品目
- 2 相手方
- 3 交付理由
- 4 率
- 5 金額
- 6 限度
- 7 期間
- 8 方法
- 9 条件

注 相手方と契約を締結しているときは、その契約書の写し（契約書がないときは契約の内容を記載した文書）を添付してください。

年 月 日

（宛先）新潟市長

新潟市中央卸売市場 部卸売業者
名称及び代表者の氏名 印

完納奨励金交付届出書

下記のとおり仲卸業者及び売買参加者に対して完納奨励金を交付するので、新潟市中央卸売市場業務条例第69条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 相手方
- 2 交付理由
- 3 率
- 4 金額
- 5 限度
- 6 期間
- 7 方法
- 8 条件

注 相手方と契約を締結しているときは、その契約書の写し（契約書がないときは契約の内容を記載した文書）を添付してください。

年 月 日

（宛先）新潟市長

住所

氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）

印

市場施設使用 指定 申請書
許可

下記のとおり市場施設の使用 指定 許可 を受けたいので、新潟市中央卸売市場業務
条例第71条第3項の規定により申請します。

記

業種					
使用目的					
施設の種類					合計
面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで				

第 号
年 月 日

様

新潟市長

印

市場施設使用 指定 書
許可

年 月 日付で申請のあった市場施設の使用については、下記のとおり
指定 します。
許可

記

業種					
使用目的					
施設の種類					合計
面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
使用料 (月額)	円	円	円	円	円
	うち消費税額及び地方消費税額				円
使用期間	年 月 日から				年 月 日まで

年 月 日

（宛先）新潟市長

住所

氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）

印

市場施設現状変更承認申請書

市場施設の現状に変更を加えたいので、新潟市中央卸売市場業務条例施行規則第66条第1項の規定により必要書類を添えて申請します。

記

- 1 業種
- 2 変更を加える概要
- 3 理由

第 号
年 月 日

様

新潟市長

印

市場施設現状変更承認書

年 月 日付で申請のあった市場施設の現状変更については、下記のとおり承認します。

記

- 1 業種
- 2 変更を加える概要
- 3 条件

年 月 日

（宛先）新潟市長

住所

氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）

印

市場施設返還届出書

新潟市中央卸売市場業務条例施行規則第67条第1項の規定により、下記のとおり市場施設を返還します。

記

返還する市場施設	
返還する面積	m ²
返還期日	年 月 日
返還理由	
備考	

別記様式第33号（第70条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

住所

氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）

印

市場施設使用料減免申請書

新潟市中央卸売市場業務条例施行規則第70条第1項の規定により使用料の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

減免対象施設	
納付すべき使用料	円
減免の金額	円
申請の期間	年 月 日から 年 月 日まで
対象施設の面積	m ²
減免の理由	
備考	

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

市場施設使用料減免決定書

年 月 日付で申請のあった市場施設の使用料減免については、下記のとおり決定します。

記

減免対象施設	
納付すべき使用料	円
減免の金額	円
対象の期間	年 月 日から 年 月 日まで
対象施設の面積	m ²
減免の理由	
備考	

（表）

第	号				
		職名			
		氏名			
		新潟市中央卸売市場			
		立入検査員証			
	発行	年	月	日	
	有効期間	年	月	日まで	
		新潟市長			印

（裏）

新潟市中央卸売市場業務条例（抜粋）

第84条 市長は、この条例に定められている遵守事項その他の市場関係事業者の業務の制限に関する事項を取引参加者及び関連事業者に遵守させるために必要な限度において、取引参加者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に取引参加者若しくは関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

